

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉水金属不純物採取ライン流量調整において、サンプル流量調整弁及びパイパス流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
2	3号機	給水加熱器ドレン系第4給水加熱器(B)水位計装系のドレン水位発信器点検において、同発信器フレキシブル電線管に折損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
3	3号機	復水ポンプ(A)電動機冷却器冷却水流量スイッチ点検において、同流量スイッチ用フレキシブル電線管接続金具に破損(割れ)が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
4	3号機	気体廃棄物処理系除湿冷却器(A)出口弁用電磁弁点検において、同電磁弁排気孔より空気漏れが認められたため、当該電磁弁を交換。	D	
5	3号機	補機冷却海水系入口配管点検において、内面ライニング(ポリエチレン)に微少な穴及びひびくれが認められたため、当該部を補修。	D	
6	3号機	主復水器連続洗浄装置貝分離器弁点検において、同分離器入口弁6台(A1~C1,A2~C2)及び出口弁5台(A1~C1,A2,B2)の弁本体・弁フランジ部に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
7	3号機	主復水器(B)伝熱管渦流探傷検査において、残肉率の判定基準値外の伝熱管49本(B1:18本、B2:31本)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
8	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン主油ポンプ(B2)用電動機点検において、回転子軸の反負荷側軸受嵌め合い部外径寸法及び軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	主復水器連続洗浄装置貝分離器弁点検において、同分離器(B2)入口弁の本体(弁棒嵌め合い部)に腐食が認められたため、当該入口弁を交換。	D	
10	3号機	主復水器連続洗浄装置貝分離器弁点検において、同分離器注水弁6台(A1~C1,A2~C2)及び同分離器排出弁6台(A1~C1,A2~C2)の弁本体・弁フランジ部に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
11	3号機	ほう酸水注入系注入ポンプ(A)のカップリングキー浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該カップリングキーを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器(B)供給蒸気温度制御弁点検において、同温度制御弁に動作不良(開度10%で動作がスムーズでない)が認められたため、当該温度制御弁を補修。	D	
13	3号機	タービン補機冷却系現場制御盤点検時、補助リレー(1個)が盤から外れかかっているのが認められたため、当該補助リレーを補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353